

さくら市農業委員会総会議事録（令和3年11月定例総会）

1. 開催日時 令和3年11月25日（木）午後1時25分から午後3時05分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（0人） ※ 14番 石原 功江 議案第4号以降欠席

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 非農地証明願について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	議案第5号 さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程の一部改正について

議案第 6 号	さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書 について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中 剛
係長	大山 昌良
主事補	大野 まりか

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻前ですが皆さんお揃いですので始めさせていただきます。</p> <p>本日の出席委員は 18 名で、欠席はありませんので、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。急に朝方も冷え込みが強くなって体調管理も大変だというそんな日々だと思うんですが、そんな中本日はありがとうございます。11月の4日なんですけれども県の方で農業者年金の研修会がありましてさくら市農業委員会が去年に引き続きまして最優秀賞をいただいてまいりました。農業者年金の加入推進の実績が栃木県で一番評価されたということで本当に名誉なことなんですけれども、これもひとえに皆さんの努力のたまものだと思います。引き続きご協力よろしく申し上げます。</p> <p>本日の総会は議案として市に提出する意見書の検討があります。コロナ過で農家の方みんな大変苦しい思いをしている中での意見書ということなので少しでもいい形で提出したいと思いますので慎重審議よろしくをお願いいたします。</p> <p>それではただ今からさくら市農業委員会 11 月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第 1 調査会の委員長からお願いいたします。</p>

2番	古澤	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第2号が2件、第3号が1件、計3件です。詳細につきましてはのちほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	齋藤	次に、第2調査会委員長の報告を求めます。
7番	小菅	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては1号議案が1件、2号議案が2件、3号議案が7件、計10件でございます。詳細につきましては担当委員よりのちほど説明がありますので皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	齋藤	次に、第3調査会委員長の報告を求めます。
17番	七久保	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件としまして議案第2号2件、議案第3号2件、合計4件であります。詳細につきましてはのちほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	齋藤	次に、第4調査会委員長の報告を求めます。
6番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第3号1件です。詳細につきましてはのちほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	齋藤	それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。2番の古澤一郎委員、3番の小林功委員を指名いたします。それでは、議事に入ります。議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、

		<p>非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
20番	手塚	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は去年旦那さんが亡くなったということで名義変更する際に地目が田であることが分かりましたので今回の申請になりました。11月の17日に地元推進委員と現地を見てきました。問題はないだろうということなので、皆様のご審議をどうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
8番	小林	<p>案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p>

		譲渡人は数年前までは地元に住んでいた方です。今回の案件は譲受人の規模拡大ということで特に問題はないと思いますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願ひいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第2号番号1番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第2号番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願ひいたします。
14番	石原	案内図2-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この案件は、譲受人が規模拡大をするということなので何ら問題はないと思います。詳細につきましては先ほどの事務局の説明のとおりですので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願ひいたします。
		【異議なしの声あり】

議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第2号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
11番	関	<p>案内図2-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人は専業農家として水稻を中心とした経営に従事しております。申請地につきましては、以前より譲受人が耕作してきた土地であり、今回所有者から土地の売却の話を受けたため購入することとなりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	大野	<p>(議案第2号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
8番	小林	<p>案内図2-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、譲受人が規模拡大のための売買ですので何ら問題はないと思われまますのでご審議のほどお願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第2号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
12番	千野根	<p>案内図2-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は譲渡人である父より譲受人である子と孫が贈与を受け</p>

		<p>経営を継承するための案件でございます。内容については事務局の説明通りです。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第2号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>(議案第2号番号6番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
9番	大谷	<p>案内図2-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は譲受人が売買により経営規模拡大するという案件であります。詳細については先ほどの事務局の説明のとおりであります。11月20日に地元推進委員と、また、本日調査会后、現地調査をまいりました。問題ないと思います。ぜひご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番から番号3番の3件については、いずれの件も上阿久津台地土地区画整理事業地内における所有権移転のための転用案件でありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>では、議案第3号番号1番から番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第3号番号1番から3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分はいずれも土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小林	<p>この3案件は上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>いずれも譲渡人が建売分譲を目的として農地法第5条の規定による許可を受けた土地でございます。今回の案件は譲渡人から建売住宅の購入を予定している譲受人へ所有権移転のための案件でございます。許可することはなんら問題なしと判断をいたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号1番から番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番から番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第3号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小林	<p>本案件は上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は売買による所有権の移転のための案件でございます。転用目的といたしまして長屋住宅の建築のためでございます。</p> <p>転用行為の必要性といたしまして、申請地周辺は宅地化が進行しており交通の便も良く住宅の需要が見込まれるためアパート建築を計画することとしました。また、農地で耕作及び管理が困難であるため購入に至りました。</p> <p>土地の選定理由といたしまして、当地周辺は、宅地、小学校があります。また、国道に近いため市街地へのアクセスが容易であり通学及び通勤に便利で、当地は長屋住宅を計画するには十分の広さがあり適しております。</p> <p>土地利用計画といたしましては、長屋住宅10世帯、駐車台数18台、木造2階建てを予定しております。取水はさくら市上水道、排水はさくら市下水道に、雨水処理は宅地内にて浸透処理を考えております。</p> <p>資金計画といたしましては、用地取得費、造成費、建築費合わせまして8330万円でございます。融資証明書が添付されてお</p>

		ります。 周辺農地への被害防除対策といたしましては、周辺の状況は北側が農地、東側が道路、南側が道路、西側が宅地で申請地の周辺にはコンクリートブロック塀を設置して雨水の流出を防止いたします。周辺農地への影響は軽微と思われませんが転用に際しては十分注意します。 以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号4番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号番号4番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第3号番号5番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
14番	石原	案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は農振除外で一度審議している土地です。 転用行為の必要性としては、義父より土地を提供していただけるということが決まりましたので申請地を転用することになりま

		<p>した。</p> <p>土地の選定理由は、両親の屋敷隣に位置しておりまして、これは将来両親の世話をしたいという思いもあります。</p> <p>土地利用計画としましては、申請地は平坦であり整地するだけとなります。水道はさくら市上水道より取水。汚水、雑排水は合併処理浄化槽を設け敷地内浸透とします。雨水排水は敷地内浸透とします。</p> <p>このような状況を見ますと申請地に家を建てるといことは何ら問題はないと思しますので、皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第3号番号6番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「国道又は県道の沿道の区域に設置される休憩所、その他これらに類する施設」であり土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
12番	千野根	<p>案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p>

転用行為の必要性ですが、当社は日常生活における利便性、サービスを提供しており、さらにまちの安全安心の拠点として警察との連携による防犯や災害など緊急事態への協力と対応にも取り組んでいます。今回の申請地は大型車の往来も多い場所となっておりますので、路上駐車を未然に防ぎ事故防止のため場内での回遊性、視認性の確保等、利用形態にあった延床面積でバリアフリー化、地域の方々の利用しやすい店舗とするために申請面積が必要と考えております。

土地の選定理由ですが、申請地は主要地方道の交差点部に位置し、交通量は非常に多く大型車の通行も多い道路となっております。そのため運転者の休憩所としても最適な場所であります。また、近隣にはコンビニエンスストア等がなくこの地域の日常生活に欠かすことのできないサービスの提供場所として適していると判断し申請地を選定しました。

土地の利用計画ですが、開発区域で2474.43㎡、うち農地が1518㎡です。建築物は店舗といたしまして休憩スペースとイトインを備えたコンビニエンスストアで建築面積は222.73㎡です。進入路につきましては北側道路に2か所、東側道路に1か所の車両乗り入れ口を設置します。土地の造成につきましては敷地外周にL型擁壁を設置し土砂の流入出を防止し、メッシュフェンスを設置することによりゴミ等の飛散を防止します。駐車場は25台分でアスファルト舗装仕上げです。取水についてはさくら市上水道から給水します。排水については雨水は敷地内側溝等で集水し敷地内地下に設置する浸透槽により処理します。汚水雑排水は敷地内に設置する合併浄化槽及び処理槽により処理します。

資金計画ですが、土地造成費、建築費、諸費用を合わせまして6800万円を全額自己資金で賄います。

周辺農地への被害防除対策ですが、北側道路、東側道路、南側農地、西側農地で敷地外周にL型擁壁を設置し土砂の流入出を防止し、メッシュフェンスを設置することによりゴミ等の飛散を防止します。また、予定建築物は平屋建てであり隣接する農地は申請地よりも高い位置にあるため日照通風の影響はありません。

21日に最適化推進委員と、また本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第3号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第3号番号7番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は農地の集団的広がり約0.2haで農業公共投資の対象となっていない土地ですので第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
9番	大谷	<p>案内図3-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は周囲を東側に宅地、その周りは山林に囲まれた土地であります。本申請は〇〇株式会社が売買により太陽光発電設備として転用する案件です。申請者の〇〇株式会社は太陽光発電事業を主な事業とする資本金200万円の法人です。</p> <p>申請地は閑静なところで近隣への影響も少なく土地所有者から土地を譲り受けることができることとなったため、また、東側の宅地の方からの了解を得たということから今回の申請に至っております。計画によりますと申請地に太陽光パネル128枚、台数8枚を設け出力39.6キロワットを確保しようとするものです。雨水については敷地内に自然浸透し、その他の排水はありません。</p> <p>資金計画については、総事業費507万2000円で全額を自己資金で賄うこととしております。</p>

		<p>農地周辺への影響ですけれども、周りがほぼ山林であり影響はないかと思えます。また、高さ1.2メートルのフェンスを外周に沿って設置することとなっております。</p> <p>11月20日に地元推進委員と、また本日調査会におきまして内容の確認と調査を行ってきたところです。問題ないと判断しております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第3号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号7番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第3号番号8番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
7番	小菅	<p>案内図3-8をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は〇〇さんが義理の父である△△さんから使用貸借によって土地を借り受けし一般住宅を建設する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性ですが、申請者は現在、妻、子とアパート住まいをしておりますが、将来の生活を思慮した結果、妻の実家近くへの住宅取得を決断しました。</p>

		<p>選定理由ですが、妻の実家に隣接しているためお互い助け合える環境にあり、妻の父である△△氏より土地を使用して自宅を建築する了承も得ております。</p> <p>土地の利用計画ですが、給水は既設の水道管より引き込み、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し東側の水路へ接続、雨水の処理に関しては宅地内にて浸透処理でございます。</p> <p>資金計画ですが、建築工事費、付帯工事日、諸経費合わせて3000万円、すべて借入金で賄うこととなっております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東側は水路、西側が宅地、南側が道路、北側は義父所有の田でございます。現状で宅地内農地のような感じの畑で周りの農地とは高さが1メートルくらい段差が付いておりますので現状で他の農地への影響等は考えられない状態でございます。</p> <p>21日に地元の推進委員と、また、本日の調査会において現地調査を行いました。特に問題ないと考えております。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号8番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第3号番号9番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は土地区画整理事業施行地内にありますので、第3種農地と判断し申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小林	<p>本案件は上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は、売買による所有権の移転のための案件でございます。転用目的といたしまして建売分譲住宅敷地でございます。</p> <p>転用行為の必要性といたしまして、計画している当地は区画整理地内で宅地を目的として造成された土地であります。今回土地所有者より宅地造成事業の協力が得られたため計画の実行に至りました。</p> <p>土地選定理由といたしましては、当地は氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業地内の土地であるため住宅地として最適です。本申請地は当社33期として建売住宅需要が確実に見込める立地であると確信し選定をいたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、建売住宅2棟を計画しております。駐車場は各宅地に3台として出入口は北側道路です。造成計画につきましては、各区画に化粧ブロックの設置を行い隣接地への雨水の流出を防止いたします。し尿及び生活雑排水は公共下水道に放流いたします。給水計画はさくら市水道事業管より各戸受水いたします。雨水排水につきましては防災調整池が整備済みでございますので道路側溝に直接放流を考えております。</p> <p>資金計画といたしまして、用地費、造成費、建築費、諸経費合わせて3800万円を全額自己資金で対応いたします。</p> <p>周辺農地への被害防除対策といたしましては、隣接する農地はありますが外周部には化粧ブロックを設置し農地への雨水の流出を防止いたします。また、本事業は一般住宅建築でございますので西側の隣接農地への日照通風等の影響はないと考えております。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号9番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号9番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号10番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第3号番号10番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
10番	加藤	<p>案内図3-10をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は譲受人の〇〇が父親から贈与により一般住宅として転用する案件でございます。</p> <p>申請者と妻は現在アパートに住んでいますが将来子供ができた時に手狭になることや両親も高齢になってきたことから両親の近くに住み相互に面倒を見ていきたいと考え農地転用が必要となっております。</p> <p>土地の選定理由ですが、申請地は実家に近く父親が所有する土地を譲り受けることができることになったため今回の申請に至っております。</p> <p>土地の利用計画については、木造平屋建て131.95㎡でございます。取水は市営上水道から給水。生活排水は合併浄化槽から地下浸透。雨水については敷地内浸透。</p> <p>資金計画については、土地造成費、建築費一切で2753万5673円で全額融資にて賄うということです。</p> <p>周辺農地への影響でございますが、11月22日に地区推進委員と、また本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第3号番号10番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号10番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号11番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第3号番号11番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する」区域ですので、第3種農地と判断し申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
5番	伊藤	<p>案内図3-11をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、使用貸借で権利を設定してここに住宅を建てたいということで申請している場所になります。この申請地の東側にある道路の下にさくら市の上水道と下水道が設置されていますので上下水道については何ら問題ないと思います。北側が農地になっていまして今回建てる建物が平屋建てを建てたいということでですのでそれほどの影響はないと思います。</p> <p>以上のことで17日に推進委員と見に行き、本日調査会で見に行き問題ないだろうということで考えております。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>

		たします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号11番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号番号11番については、原案どおり承認されました。
14番	石原	所用のためこの後の審議につきましては欠席させていただきますのでよろしくお願いたします。
議長	齋藤	14番石原功江委員につきましては、この後の審議について欠席することを許可します。 それでは、ここで2時45分まで暫時休憩といたします。 (午後2時32分から午後2時45分までの間、暫時休憩)
議長	齋藤	それでは会議を再開します。 議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。 議案第4号につきましては、私が当事者でありますので退席させていただきます、議事の進行を職務代理にお願いします。
職務代理	石田	議長からの指名により、議長に代わり議事の進行を行います。 それでは、改めまして、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。
15番	石塚	議案第4号につきましては、当事者であるため退席いたします。
17番	七久保	議案第4号につきましては、当事者であるため退席いたします。

職務代理	石田	<p>議案第4号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により当事者である15番「石塚 良男 委員」、17番「七久保 勉 委員」、18番「齋藤 敏一 委員」の退席を許可します。</p> <p>【15番 石塚 良男 委員 退席】 【17番 七久保 勉 委員 退席】 【18番 齋藤 敏一 委員 退席】</p>
職務代理	石田	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>この議案は農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和3年度 第8号 公告予定年月日は令和3年11月30日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規22件、再設定19件、農地中間管理権取得が1件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
職務代理	石田	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
職務代理	石田	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
職務代理	石田	<p>全員挙手ですので、議案第4号については、原案どおり承認されました。</p> <p>15番「石塚 良男 委員」、17番「七久保 勉 委員」、18番「齋藤 敏一 委員」の着席を願います。</p> <p>【15番 石塚 良男 委員 着席】</p>

		<p>【17番 七久保 勉 委員 着席】</p> <p>【18番 齋藤 敏一 委員 着席】</p>
職務代理	石田	ここで議長を会長に代わります。
議長	齋藤	<p>それでは、議案第5号「さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規定の一部改正について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>農地移動適正化あっせん基準については5年ごとに行う農林業センサスの結果を受けて見直しを行うこととなっております。あっせん事業は、担い手への農地の集積を図ることを目的としているため、基準面積は平均耕作面積を上回るように設定する必要があると【農地移動適正化あっせん事業実施要領】という国が定める要領の中に規定されており、現行のあっせん基準面積は、氏家地区は300a 喜連川地区は220aと規定されております。</p> <p>2020年の農林業センサスに基づき、平均耕作面積を算出したところ、氏家地区は352.4a 喜連川地区は221.9aとなりました。現在のあっせん基準では平均耕作面積を下回っているため、氏家地区を360a 喜連川地区を230aと設定し、事務局案としましたので、このとおり改正してよろしいかお諮りします。</p> <p>なお、改正は裏面の新旧対照表に記載のとおり、面積の部分のみが変更になります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認さ

事務局 野中

れました。

次に、議案第6号「さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書についてご説明いたします。これは、農業委員会に関する法律第38条に基づき、農地等の利用の最適化に関する事項をより効率的かつ効果的に実施するため、市長に対し農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出するものでございます。

委員の皆様及び農地利用最適化推進委員の皆様、意見書(案)をお示しし、意見を頂戴した結果に基づき、皆様からの意見を踏まえて修正を加え、運営委員会において内容を検討し、調整させていただきました。

それでは要望の内容をご説明いたします。1番の「新型コロナウイルス感染症に伴う農業支援について」につきましては、新型コロナウイルス感染症により、農業分野においても様々な影響が生じていることから農業者に対して支援対策をお願いするものがあります。特に、米価下落に関しましては、市内農業者への影響が大きいことから特段の支援対策をお願いするものであります。

2番の「農業生産基盤の整備と利活用について」につきましては、市内の中山間地域など圃場整備等の基盤整備が行われていない地域に関しては、耕作条件が悪く借り受け希望者がいない状況であることから、このような地域については、当委員会と連携して地域の意向を把握し、農業基盤の整備が必要な地域においては市の主導のもとで基盤整備事業の実施に向け積極的に取り組んでいただくよう要望するというものであります。

3番の「担い手の農地利用の集積・集約化について」につきましては、①の「担い手の確保・育成支援」としまして、担い手の育成のため、若者等に魅力ある農業のビジョンを明示していただき、より一層の支援対策を要望するというものであります。また、農家の後継者育成に対する支援策を講じられるよう要望したいと考えております。

②の「農地集積の推進」としまして、農地中間管理機構の利用に関して、利用しやすい仕組みになるように、農地中間管理機構に働きかけていただきたいというものであります。

③の「多面的機能支払交付金事業の促進」につきましては、農家の高齢化が進み、また離農する農家が増加している状況によ

り、農道、農業用水路等の維持管理等が行われない場所が見受けられることから、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮に向け、地域ぐるみで農村環境を支える体制づくりへの支援を要望し、特に、活動組織の負担を軽減するための効率的な事務執行体制の確立を要望するものであります。

④の「女性農業者の育成支援」としまして、農業分野における男女共同参画を推進するためにも、指導的立場の女性農業者の確保及び担い手となる女性農業者の育成と起業活動に対する支援の継続を要望するものであります。

4番の「農業災害に対する支援」としまして、近年、異常気象等による農業への被害が増加しており、米価低迷等による所得減少に加えて、農家の負担が増えてきている状況であることから、農業における防災・減災のための対策及び早期復旧のための支援を図るよう要望するものであります。

5番の「遊休農地発生防止・解消対策」について、遊休農地の解消が実現するような、施策をお願いするものであります。

6番の「優良農地の確保」につきましては、今後とも優良農地を確保していくため、市の土地利用に関連する各種計画について、各種法令との調整のもと、「市の現状」、「市の今後の方向性」、「混住化の解消」を考慮し、土地利用を図っていただくようお願いするものであります。

以上の内容で皆様にお配りしました意見書（案）を作成いたしましたので、内容についてご審議願います。

以上です。

議長 齋藤

それでは質疑に入りたいと思うんですが、先日皆さんからいただいた意見をもとに運営委員会を開きまして検討いたしましてそれをまとめて事務局でこのような案を作成していただきました。特に新型コロナに関しましては、矢板市では農業委員会の働きかけによって市独自の支援の取り組みがあるという意見を受けまして盛り込ませていただきました。最後の6番につきましては、優良農地を守るために、優良農地が侵食されないように農業委員会の立場としてという論議があったと思うんですがそれを考慮して盛り込ませていただきこのような要望になったということです。意見書（案）で気になることがあったら遠慮なく言っていただいで少しでもいい内容で市長に届けたいと思いますのでよろしく願いいたします。

【意見等なし】

議長 齋藤

特にないようですので、採決に入ります。
議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号10番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号7番はお目通しを願います。

これで本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。

(午後3時05分)